

社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設並びに保育所入所事務を行う市町村（以下「社会福祉法人等」という。）に対して、社会福祉法及び関係法令に定める検査及び調査（以下「指導監査」という。）を実施するために必要な事項を定めることにより、円滑な指導監査の実施を図り、もって社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(指導監査の実施)

第2条 広域振興局の所管する社会福祉法人等に対する指導監査は、広域振興局健康福祉部保健所が実施する。

- 2 前項に定めるもの以外の社会福祉法人等（京都府が所管するものに限る。）に対する指導監査は、介護・地域福祉課が実施する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、新設の社会福祉法人並びに法人及び施設の運営等について重大な問題があり特に指導を必要とする社会福祉法人等に対する指導監査は、介護・地域福祉課、各広域振興局健康福祉部保健所及び各施設所管課が連携して実施する。
- 4 指導監査は、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する国の法令及び通知に基づき、過年度の指導監査結果等を考慮したうえで、計画的に実施する。

特に、社会福祉法人の指導監査においては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」に従い、実施する。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 別表に掲げる社会福祉施設
- (3) 保育所入所事務を行う市町村

(指導監査事項)

第4条 指導監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 社会福祉法人
 - ア 法人運営
 - イ 事業
 - ウ 管理
 - エ その他必要な事項
- (2) 前条第2号に掲げる社会福祉施設
 - ア 施設運営管理
 - イ 入所者処遇

- ウ その他必要な事項
- (3) 前条第3号に掲げる市町村
 - ア 入所事務等
 - イ 公立保育所の処遇
 - ウ その他必要な事項

(指導監査の種別等)

第5条 指導監査の種別及び内容は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人に対する指導監査

ア 一般指導監査

毎年度社会福祉法人から提出される報告書類により社会福祉法人の運営状況を確認するとともに、過年度指導監査結果等を考慮した上で、別に定める周期で実施することとする。

イ 特別指導監査

特に必要があると認めるときは、特定の事項について重点的又は継続的に指導監査を行う。

(2) 社会福祉施設に対する指導監査

ア 一般指導監査

原則として毎年1回指導監査を行う。ただし、良好な事業運営が行われている社会福祉施設（児童福祉施設を除く。）については、2年に1回とすることができる。

イ 特別指導監査

特に必要があると認めるときは、特定の事項について重点的又は継続的に指導監査を行う。

- 2 社会福祉法人に対する一般指導監査と社会福祉施設に対する一般指導監査を行う周期が異なる場合において、これらの指導監査を併せて行うことが効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情があるときは、社会福祉法人の理解と協力を得たうえで、指導監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。

(通知)

第6条 指導監査の実施に当たっては、社会福祉法人等に対し指定する日までに、別に定める資料の提出を求める。

- 2 社会福祉法人等への指導監査実施通知は、実施日の概ね2週間前までに通知する。なお、前条第1項各号イに規定する特別指導監査については、実施通知なしに実施することができる。

(実施体制)

第7条 一般指導監査は、2名以上の職員をもって行い、そのうち1名は、原則として主任以上の職にある者を充てる。

- 2 一般指導監査は、別に定める監査調書に基づき実施するほか、指導監査事項につき関係者から説明を聴取するとともに、必要に応じ追加資料の提出を求め、関係施設、設備及び帳簿書類等を実地に確認することにより実施する。

(実施上の留意点)

第8条 指導監査は、懇切丁寧を旨とし、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮する。

2 指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、指導に当たっては、具体的に内容を検討して問題の所在を把握し、その要因を解明して適切な指導又は指示を行う。

(結果の講評)

第9条 指導監査結果については、監査終了後、現地において社会福祉法人等の関係者に対して、講評を行う。

(報告書の作成)

第10条 指導監査を担当した職員は、指導監査終了後1箇月以内に報告書を作成し、指導監査を実施した社会福祉法人等に対し、指導監査結果を文書で通知する。

(監査指導後の措置)

第11条 前条の規定による指導監査結果において、是正又は改善を指示した事項については、1箇月以内に社会福祉法人等から挙証資料を添付させた改善報告書の提出を求め、その改善内容を確認するとともに、必要に応じ指導を継続する。なお、特に必要があると認められる社会福祉法人等に対しては、現地に赴いて実地に確認のうえ事後指導を行う。

(監査会議)

第12条 指導監査の円滑な実施及び指導監査と施設運営指導との効果的な連携を図るため、健康福祉部内に「社会福祉法人等指導監査会議」を置く。

2 「社会福祉法人等指導監査会議」について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月30日から施行する。

この要綱は、平成10年5月29日から施行する。

この要綱は、平成11年5月27日から施行する。

この要綱は、平成12年5月31日から施行する。

この要綱は、平成14年4月30日から施行する。

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

この要綱は、平成25年5月21日から施行する。

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

生活保護法関連	<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設・ 授産施設
老人福祉法関連	<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホーム・ 特別養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム
児童福祉法関連	<ul style="list-style-type: none">・ 乳児院・ 母子生活支援施設・ 保育所・ 児童養護施設・ 障害児入所施設・ 児童心理治療施設
就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に 関する法律関連	<ul style="list-style-type: none">・ 幼保連携型認定こども園
障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律関連	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設
身体障害者福祉法関連	<ul style="list-style-type: none">・ 視聴覚障害者情報提供施設